

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づく事業のうち、障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした名古屋市障害児（者）日中一時受入事業（以下「日中一時受入事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「日中一時受入事業」とは、障害児（者）の保護者又は家族の疾病その他の理由により、日中において監護する者がいないため、宿泊を伴わない日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害児（者）の受け入れの場を提供する事業をいう。

（対象者）

第3条 日中一時受入事業の対象者は、本市に居住地を有する者のうち、在宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児（者）であって、法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者。以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象者とししないものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、医療機関等への入所が適当であると認められる者
- (2) 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者

（登録事業者）

第4条 日中一時受入事業を行うことができるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者であって、第6条の規定に基づき市長の登録を受けた日中一時受入事業者（以下「登録事業者」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第115条に規定する指定短期入所事業所（以下「短期入所事業所」という。）を運営する事業者（以下「短期入所事業者」という。）
- (2) 市内に所在する基準省令第78条に規定する指定生活介護事業所（以下「生活介護事業所」という。）を運営する事業者（以下「生活介護事業者」という。）
- (3) 平成22年3月31日現在、日中一時受入事業の登録を受けていた日中一時受入事業を行う次に掲げる登録事業者
医療法人あいち診療会

（日中一時受入事業所の要件）

第5条 日中一時受入事業は、登録事業者が運営する次の各号のいずれかに該当する

日中一時受入事業所（以下「日中一時受入事業所」という。）において行うものとする。

- (1) 短期入所事業所
 - (2) 市内の生活介護事業所（ただし、当該生活介護事業所に係る運営規程上の営業時間外に限るものとする。）
 - (3) 前条第 3 号に規定する医療法人あいち診療会が運営するあいち診療所滝の水憩いの学校（以下「憩いの学校」という。）
- 2 前項第 1 号に規定する短期入所事業所にあつては、当該短期入所事業所に係る指定上の人員及び設備基準を満たすものとする。
 - 3 前項第 2 号に規定する生活介護事業所にあつては、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 日中一時受入事業を行うために事業所に置くべき生活支援員又はこれに準ずる従業者（以下「日中一時受入支援員」という。）の員数は、当該生活介護事業所に係る指定上の人員の員数と別に算定するものとし、その配置は、利用者 6 人につき 1 人以上とし、6 人を超えるごとにさらに 1 人を配置するものとする。
 - (2) 設備は、当該生活介護事業所に係る指定上の設備基準を満たすものとする。

（事業者の登録）

- 第 6 条 第 4 条に規定する登録を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業登録申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受け、その内容を審査した結果、前条に規定する日中一時受入事業所の要件を満たすと認めるときは、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者登録通知書（第 2 号様式）（以下「登録通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 事業者の登録は、日中一時受入事業所ごとに行うものとする。

（事業者の登録期間）

- 第 7 条 登録事業者の登録期間の終期は、日中一時受入事業所である短期入所事業所又は生活介護事業所に係る指定期間の終期と同一とする。なお、当該指定期間が更新されたときは、事業の登録期間も自動更新するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、憩いの学校の登録事業者の登録期間は 1 年とする。ただし、特段の申出がない限り、この登録は同一条件で登録期間満了日の翌日から起算して 1 年ずつ更新するものとし、以後同様とする。

（登録内容変更等の届出）

- 第 8 条 登録事業者は、日中一時受入事業所の名称、所在地等申請した内容に変更があつたとき、又は日中一時受入事業を廃止、休止若しくは再開したときは、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者変更等届出書（第 3 号様式）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 2 日中一時受入事業所に係る短期入所事業者又は生活介護事業者が廃止、休止若しくは再開したときは、登録事業者も連動して廃止、休止若しくは再開するものとする。

3 前項の場合は、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者変更等届出書（第 3 号様式）による届出を要しないものとする。

（調査及び指導）

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、事業の運営等に関して適当でないと認めるときは、登録事業者に対して改善指導を行うことができる。

（登録の取消し）

第 10 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業の請求に不正があったとき。
- (2) 登録事業者が不正の手段により、第 6 条の登録を受けたとき。
- (3) 前条の規定に基づく改善指導に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、事業の運営に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

（利用方法）

第 11 条 日中一時受入事業を利用しようとする対象者（以下「利用者」という。）は、登録事業者に対して、法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を提示し、利用にかかる契約を締結するものとする。

（利用期間）

第 12 条 利用期間は、利用者の短期入所に係る法第 22 条第 7 項に規定する支給量の範囲内において、利用者と登録事業者の間で決定するものとする。

（同一敷地内連続利用）

第 13 条 日中一時受入事業所と同一敷地内にある次の各号に規定する事業所を利用する者は、同一日において当該日中一時受入事業所の日中一時受入事業を利用することができない。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項から第 4 項に規定する障害児通所支援事業所
- (2) 法第 5 条第 7 項、第 8 項及び第 12 項から第 14 項までに規定する障害福祉サービスを実施する障害福祉サービス事業所
- (3) 法第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 号及び第 3 号に規定する事業所を利用する者は、当該事業所に係る運営規程上の営業時間外に限って、同一日であっても同一敷地内にある日中一時受入事業所の日中一時受入事業を利用することができるものとする。

（給付費）

第 14 条 日中一時受入事業を運営するにあたり、市が負担する費用（以下「給付費」

という。)は、予算の範囲内において、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 利用者が日中一時受入事業所から同一の月に受けた日中一時受入事業に係るサービスについて、別表1に規定する費用の額を合計した額
- (2) 法第29条第3項第2号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額。以下「負担上限月額」という。）

(支給の方法)

第15条 給付費の支給は、市長が前条で規定する額を登録事業者に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、給付費を利用者に支払うことができる。

(利用者の費用負担上限)

第16条 利用者の一月の利用者負担額は、第14条第2号の額とする。ただし、日中一時受入事業と同一の月に受けた障害福祉サービスの利用者負担額（食費等の実費は除く。以下この条について同じ。）又は障害児通所支援の利用者負担額があるときは、当該額を含めた額が、受給者証に記載された負担上限月額を超えない額とする。

(医療的ケア加算対象者の認定（変更）申請)

第17条 登録事業者は、別表2に規定する医療的ケア加算対象者の認定を受けようとする利用者について、日中一時受入事業に係るサービスの利用を開始した月の末日までに名古屋市障害児（者）日中一時受入事業医療的ケア加算対象者認定（変更）申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する認定を受けた医療的ケア加算対象者の内容に変更が生じたときは、変更後に日中一時受入事業に係るサービスの利用を行った月の末日までに名古屋市障害児（者）日中一時受入事業医療的ケア加算対象者認定（変更）申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(医療的ケア加算対象者の認定通知)

第18条 市長は、前条の申請を受け、その内容を審査し、別表2に規定する医療的ケア加算対象者と認めるときは、名古屋市障害児（者）日中一時受入事業医療的ケア加算対象者認定（変更）通知書（第5号様式）により、当該申請事業者に通知するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、日中一時受入事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第 16 条の規定に基づいて認定を受けた医療的ケア加算対象者は、この要綱に基づき認定を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

1 日額単価表

(1) 障害児

区分	区分 1	区分 2	区分 3
4 時間まで	1,334 円	1,605 円	2,050 円
4 時間超 8 時間まで	2,657 円	3,220 円	4,109 円
8 時間超	3,990 円	4,825 円	6,159 円

(2) 知的障害者

区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
4 時間まで	1,334 円	1,334 円	1,529 円	1,692 円	2,050 円	2,418 円
4 時間超 8 時間まで	2,657 円	2,657 円	3,047 円	3,383 円	4,109 円	4,825 円
8 時間超	3,990 円	3,990 円	4,576 円	5,074 円	6,159 円	7,243 円

(3) 重症心身障害児（者）（重症心身障害児者は、短期入所療養介護対象者のみ）

4 時間まで	6,506 円
4 時間超 8 時間まで	13,012 円
8 時間超	19,518 円

※（3）の単価は、重症心身障害児（者）が病院、診療所を利用した場合に適用する。

2 加算単価表

(1) 低所得者への食事提供加算 日額	451 円
(2) 送迎加算 片道	506 円
(3) 入浴加算 日額	405 円
(4) 医療的ケア加算 日額	2,529 円

※（1）の低所得者とは、第 3 条に規定する介護給付費等の支給決定において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）別表「介護給付費等単位数表」の第 6 の 10 注に規定する食事提供体制加算が認定された者をいう。

※（4）の医療的ケア加算は、次の各号に規定する要件をすべて満たした場合に算定する。

- (1) 別表 2 に規定する医療的ケア加算対象者が、1 事業所で 5 人以上認定されていること。
- (2) 看護職員を常勤で 1 人以上配置していること。

別表2 医療的ケア加算対象者

医療的ケア加算対象者とは、次の各号のいずれかに該当する者として市長が認定する者とする。

(1) 医師意見書に次の(ア)から(ソ)のいずれかの記入があった重症心身障害児(者)で、事業所内においてその処置が必要な者

- (ア) 点滴の管理
- (イ) 中心静脈栄養 (IVH)
- (ウ) 透析
- (エ) ストーマの処置 (人工肛門)
- (オ) 酸素療法
- (カ) レスピレーター (人工呼吸器)
- (キ) 気管切開の処置
- (ク) 疼痛の管理
- (ケ) 経管栄養 (胃ろう・腸ろう含む)
- (コ) モニター測定
- (サ) じょくそうの処置
- (シ) カテーテル
- (ス) 喀痰吸引処置
- (セ) 間歇的導尿
- (ソ) その他、市長が(ア)～(セ)と同等の処置と認める者

(2) 前号に規定する者を除く者のうち、市長が当該者と同等と認める者

(第1号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
(法人) 名称
代表者職氏名

名古屋市における日中一時受入事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名 称					
	主たる事務所の所在地	(〒 -)				
	主たる事務所の連絡先	電話番号		FAX番号		
	代表者の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名		
日中一時受入事業所の内容	フリガナ 名 称					
	事業所の所在地	(〒 -)				
	管理者の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名		
	事業所の連絡先	電話番号		FAX番号		
		メール				
	日中一時受入事業の利用対象者(該当に○)	障害児 ・ 知的障害者 ・ 重症心身障害児 ・ 重症心身障害者				
	日中一時受入事業の定員(受入可能)人数	人				
人員の員数等(生活介護事業所は利用者の受入時に配置予定の日中一時受入支援員)	員数	職 種				
		常勤(人)				
指定障害福祉サービスの事業所番号	指定を受けている都道府県市			日中一時の登録を受ける種別(該当に○)		
				短期入所・生活介護・その他		

(添付書類)

- 1 日中一時受入事業所の平面図
- 2 日中一時受入事業所の運営規程
- 3 その他登録に関し市長が必要と認める書類
(備考)

- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 指定障害福祉サービスの事業者番号及び指定を受けている都道府県市の欄は、日中一時受入事業所として登録する事業所に係る事業者情報を記入してください。

(第2号様式)

年 月 日

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者登録通知書

様

名古屋市長名

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱第6条の規定に基づき、事業者として登録しましたので下記のとおり通知します。

記

日 中 一 時 受 入 登 録 事 業 所 番 号										
事 業 所 の 名 称										
事 業 所 の 所 在 地										
主な事務所の所在地										
登 録 期 間										
利 用 対 象 者										

※登録期間について、日中一時受入事業所である短期入所事業所又は生活介護事業所に係る指定期間が更新された場合は、日中一時受入事業の登録期間も自動更新します。

(第3号様式)

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業者変更等届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

名称

代表者職氏名

次のとおり登録した内容の変更等を行いましたので届け出ます。

		日中一時受入事業所番号			
内容を変更した事業所		名称			
		所在地			
変更があった事項		該当事項に ○	変更の内容		
			変更前	変更後	
申請者	申請者の名称				
	主たる事務所の所在地				
	主たる事務所の連絡先				
	代表者の職氏名				
日中一時受入事業所の内容	事業所の名称				
	事業所の所在地				
	事業所の連絡先				
	管理者の職氏名				
	利用対象者				
	日中一時受入事業の定員				
	人員の員数等				
	指定障害福祉サービスの事業者番号				
	日中一時受入事業所の平面図				
日中一時受入事業所の運営規程					
その他					
日中一時受入事業所の廃止・休止・再開（該当に○）			廃止	・ 休止	・ 再開
変更年月日			年	月	日

(備考)

- 1 変更内容がわかる書類を併せて提出してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

(第4号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業医療的ケア加算対象者認定(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地
法人名
代表者職氏名
(事業所名)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業実施要綱第17条に基づき、年 月 日在籍の医療的ケア加算対象者の認定を次のとおり(変更)申請します。

受給者番号	利用者氏名	入所年月日	医療的ケア内容	変更対象者 (該当する者に○)	備考 (変更内容等)

※看護職員配置予定表(別紙1)を添付すること。

※新規に認定する者及び認定内容に変更のあった者については、医師意見書(別紙2)を添付すること。
ただし、認定調査時において、医師意見書を徴しているものに関しては、提出は不要とする。

(別紙2)

医 師 意 見 書 (日中一時受入事業 加算対象者確認用)

フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	年 月 日生
住 所	〒
現在、定期的に、あるいは頻回を受けている医療	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 (IVH) <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> ストーマの処置 (人工肛門) <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> レスピレーター (人工呼吸器) <input type="checkbox"/> 気管切開の処置 <input type="checkbox"/> 疼痛の管理 <input type="checkbox"/> 経管栄養 (胃ろう・腸ろう含む) <input type="checkbox"/> モニター測定 <input type="checkbox"/> じょくそうの処置 <input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 喀痰吸引処置 (回数 回/日) <input type="checkbox"/> 間歇的導尿 <input type="checkbox"/> その他 ()
上記の申請者に関する意見は、以上の通りです。 主治医として本意見書が障害児(者)日中一時受入事業の医療的ケア加算の申請に利用されることに <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない 年 月 日 医療機関名称 医療機関所在地 電 話 番 号 担当医師氏名	

(第5号様式)

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業医療的ケア加算対象者認定通知書

年 月 日

様

名古屋市長名

年 月 日付けで申請のありました名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱第18条に定める医療的ケア加算対象者の認定につきましては、次のとおりとなりますので通知します。

番号	利用者氏名	認定の状況	非該当の理由
1		該当 ・ 非該当	
2		該当 ・ 非該当	
3		該当 ・ 非該当	
4		該当 ・ 非該当	
5		該当 ・ 非該当	
6		該当 ・ 非該当	
7		該当 ・ 非該当	
8		該当 ・ 非該当	
9		該当 ・ 非該当	
10		該当 ・ 非該当	